

【5】

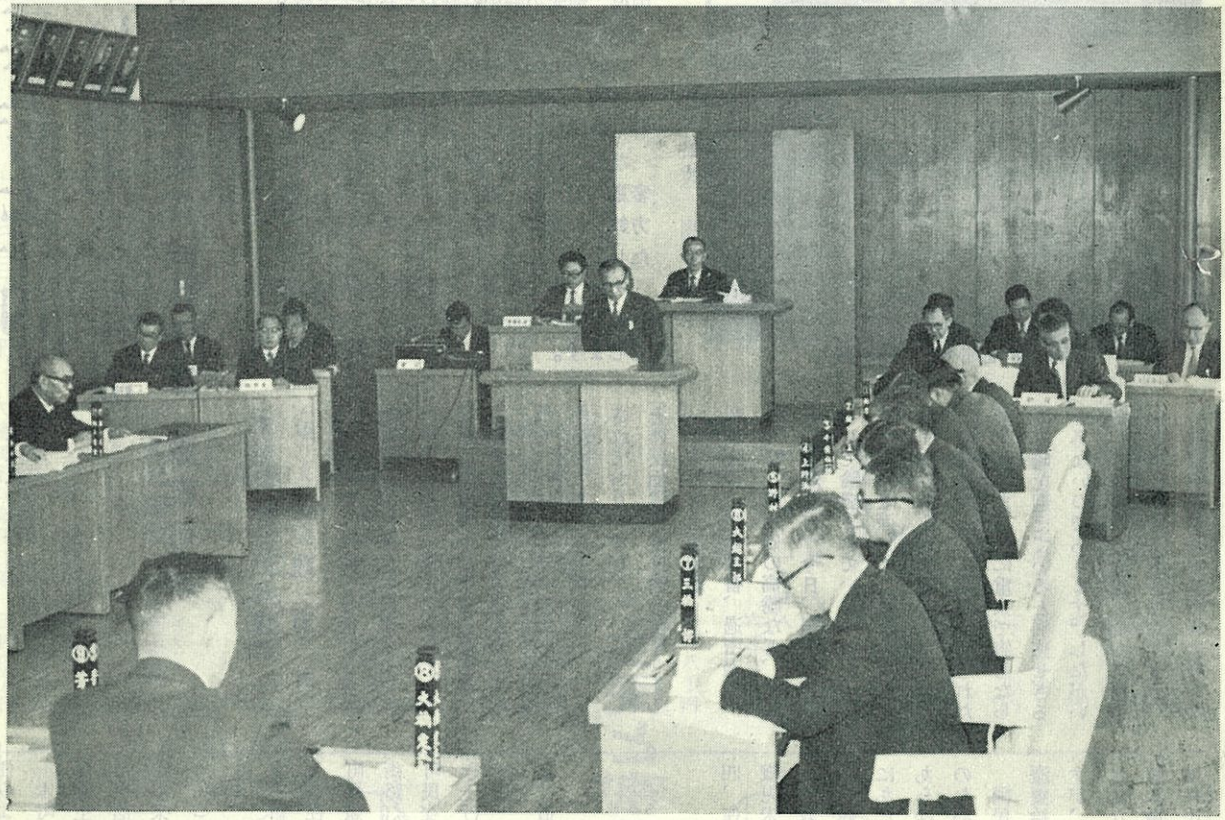
六八八千三

広報 ニセコ

昭和48年4月1日発行

No. 134

ニセコ町役場総務課



たいせつに保存をあとでお役に立ちます。

町の人口

男	2,597人
女	2,792人
計	5,389人
世帯数	1,383世帯
(48年2月末現在)	

町の発展を旨として

「新年度予算町議会開かれる」

やわらかな春の日ざしを浴びて草木が芽をふくころ、私たちの身のまわりの事業も活気にあふれ、躍動しはじめます。

3月12日から23日まで開催された、第2回定例町議会において遠藤町長は「住民と密着した行政の推進に全力をつくす……」と町政に対する所信を述べ、今年度の行政方針を明らかにしました。

6億8千余万円にのぼる大型予算も議決され、その概要を次ページに掲載いたしましたので、町民みなさまの深いご理解とご協力をお願いいたします。

昭和48年

4

月号

6.20
23

六億八千三三五万七千円の大予算で 住みよい郷土の建設

昭和48年度各会計予算、原案可決

▶ 第2回定例町議会 ◀

第2回定例町議会は、3月12日から23日まで議場で開かれ、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例のほか、12件の条例改正と、昭和48年度各会計予算及び昭和47年度補正予算の議案を審議し、原案どおり可決いたしました。

新年度予算の総額は、一般会計と有線国保、簡水の特別会計をあわせて6億8千335万7千円。

一般会計の予算額は、5億9千955万7千円で前年度の当初予算に比較し31.47%の伸びとなつております。

なお、遠藤町長は、昭和48年度予算の審議に先立ち、町政に対する所信と行政方針をつぎのように述べ決意を新たにいたしました。

それでは、町長の行政方針の概要と新年度予算のあらましについてお知らせいたします。

▼ 昭和四十八年度の行政方針

昭和四十八年度の各会計予算を第二回定例町議会に提出するにあたり町政執行の基本方針についてその所信を述べたいと存じます。国の経済成長は、めざましい進展をつづけ、日本の国際的地位はきわめて高く重要視されておりますが、その反面、内政において深刻な土地問題

住民と密着した行政の推進を

- 四、住民福祉の増進―乳幼児（三歳児未満）の医療費の無料化。
- 五、教育施設の整備―プールハウスの建設など。これら施策事業にあつては、財政上はもとよりあらゆる面より考慮してその実現のため努力する所存であります。
- 国民健康保険事業特別会計では療養給付費は年々増大しておりますが、昨年より老人医療費の無料化になつて以来、療養給付費が急激に増加し、やむなく保険税、前年対比、四五〇万円増額して二千

- 三、道路、橋りよりの整備促進。
- 最後に
- 1. 新幹線、北回り線の実現
- 2. 町道小井井線、俱知安線、ルベン線の道々昇格
- 3. 道々ニセコ 俱知安線、ニセコ温泉山の家に至る冬期除雪の実現
- 4. 道々蘭越ニセコ俱知安線のうち、ニセコ地区路線の早期道路改良と舗装の実現
- 5. カシノベツ川、直轄明渠排水国営事業の実現
- 6. 急行宗谷、ニセコ駅停車の実現

議会だより



【行政方針を述べる遠藤町長】

「住みよい町づくり」の

基礎となるおもな事業

* 住民の生活に密着した事業として

- ▽交通安全灯設置工事 二〇〇万円
- ▽市街、街路灯維持費補助 二七万円
- ▽町民憲章、町歌制定 九八万円
- ▽愛の鐘新設工事 一六〇万円
- ▽桜ヶ丘公園整備 一六四万円
- ▽乳幼児医療費助成 一一五万円

* 産業振興、開発事業として……

- ▽甜菜紙筒栽培事業補助 一六八万円
- ▽各種系統資金利子補給 八四万九千円
- ▽乳牛、種豚導入補助 六五万五千円
- ▽乳用雄仔牛町内売渡奨励補助 六〇万円
- ▽畜産指導員設置運営補助 六〇万円
- ▽肉牛仔牛、豚購入貸付金 一、三五〇万円
- ▽牧野管理運営費 二六二万二千円
- ▽トレンチャー使用料 一三万九千円
- ▽農業構造改善事業 一、二二二万二千円
- ▽土地基盤整備事業 一、三〇三万七千円

* 道路、橋りよりの整備事業として

- ▽道路維持管理費 九七一万八千円
- ▽道路、橋りよりの等工事費 一億六六一万円
- ▽土木機械使用料 八六万九千円
- ▽ブルドーザー一台購入 六五七万円
- ▽観光関係対策費等 二二七万一千円

▽地籍調査事業

- ▽商工会運営補助 二〇〇万円
- ▽中小企業特別融資預託貸付金 三〇〇万円
- ▽中小企業振興融資預託貸付金 三〇〇万円

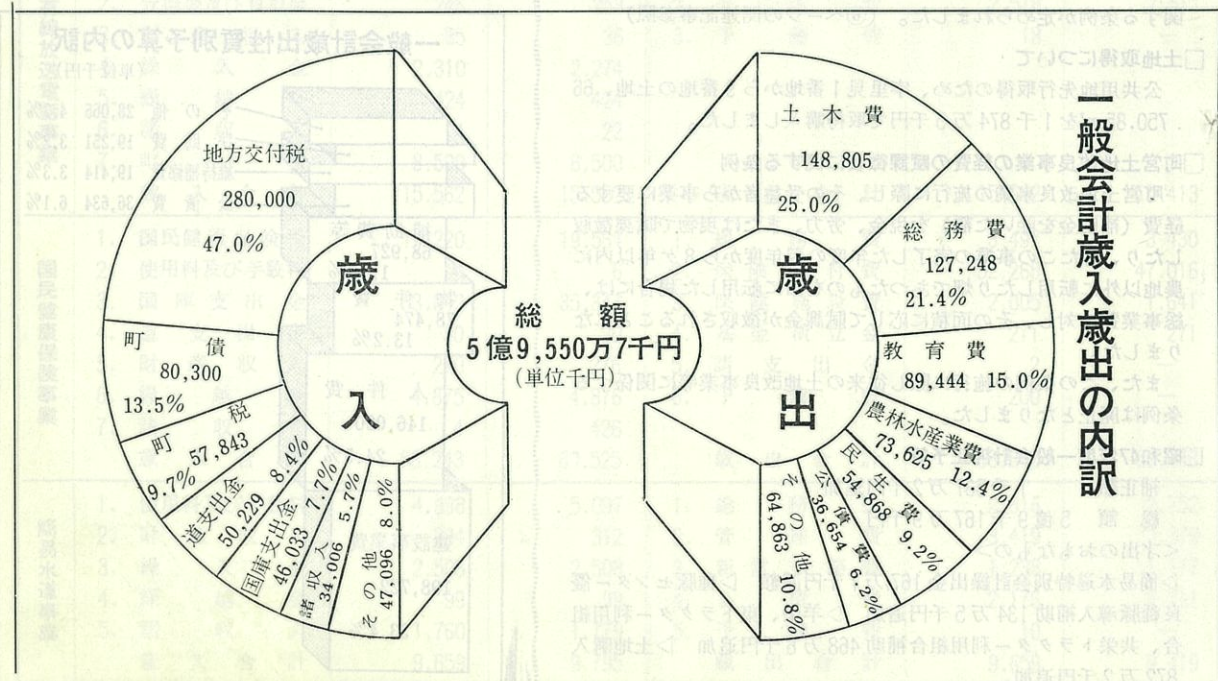
- ▽改良) 温泉湯岩連絡線、ニセコ登山道路、北栄東通、瑞穂昆布連絡線、元町旧国道、真狩川沿線、東一条中通、新区画通、役場前通、西北二丁目、ルベン通(舗装)
- 市街地、製麻会社通、市街地簡易舗装
- (橋りよう架替) 別太橋、矢田橋、西富橋、ルベン橋

昭和48年度 各会計予算の内訳

一般会計	5億9,550万7千円
特別会計	
有線放送電話事業	878万4千円
国民健康保険事業	6,744万2千円
簡易水道事業	1,162万4千円
合計	6億8,335万7千円

- ▽ニセコ町、蘭越町学校組合負担金 二〇〇万円
- ▽教員住宅新築工事 五四〇万円

一般会計歳入歳出の内訳



昭和46年度

各会計決算認定される

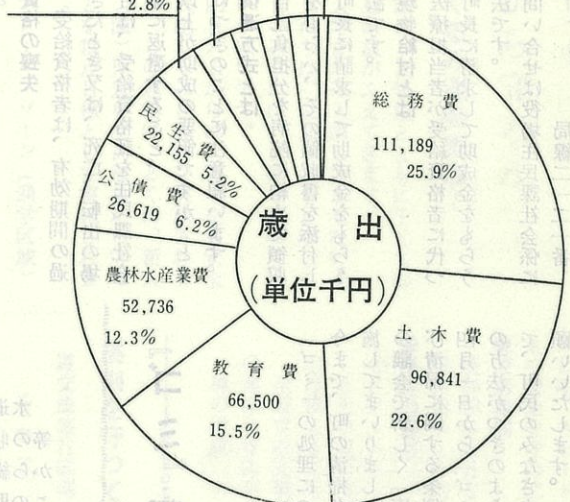
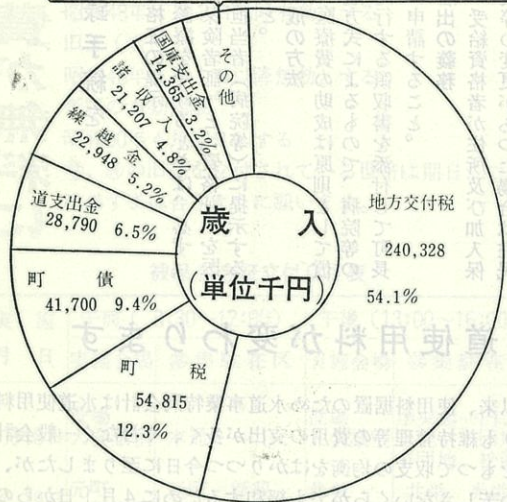
昭和46年度一般会計決算額

歳入	444,092,614 円
歳出	428,938,188 円
翌年度繰越額	15,154,426 円

昭和47年12月20日開会の第8回定例町議会で提出された、昭和46年度ニセコ町各会計の決算は、決算審査特別委員会に附託され、検討がすすめられていましたが、このほど町議会で原案どおり認定されましたので、そのあらましをお知らせいたします。

その他の内訳		
自動車重量税交付金	7,953	1.8%
使用料及び手数料	7,237	1.6%
財産収入	4,548	1.0%
交通安全対策特別交付金	150	
分担金及び負担金	52	

衛生費	8,458	2.0%
議会費	10,571	2.5%
商工費	12,061	2.8%
災害復旧費	8,426	1.9%
消防費	8,306	1.9%
諸支出金	5,076	1.2%



各特別会計決算

会計名	歳入		歳出			
	科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
有線放送電話事業	1. 使用料及び手数料	4,043	4,043	1. 総務費	13,026	12,900
	2. 分担金及び負担金	246	253	2. 公債費	2,518	2,513
	3. 財産収入	35	36	3. 予備費	18	—
	4. 繰入金	2,310	2,274	歳出合計	15,562	15,413
	5. 繰越金	424	424			
	6. 諸収入	4	22			
	7. 町債	8,500	8,500			
歳入合計	15,562	15,552				
国民健康保険事業	1. 国民健康保険税	19,220	19,554	1. 総務費	3,497	3,430
	2. 使用料及び手数料	4	6	2. 保険給付費	52,268	47,016
	3. 国庫支出金	33,843	35,347	3. 保健施設費	2,005	1,641
	4. 道支出金	30	30	4. 基金積立金	271	271
	5. 財産収入	270	276	5. 諸支出金	2	—
	6. 繰越金	4,875	4,876	6. 予備費	200	—
	7. 諸収入	4	426	歳出合計	58,243	52,358
歳入合計	58,243	61,525				
簡易水道事業	1. 使用料及び手数料	4,998	5,097	1. 総務費	2,816	2,752
	2. 財産収入	294	312	2. 管理費	3,419	3,379
	3. 繰入金	2,508	2,508	3. 新築費	1,238	1,177
	4. 繰越金	99	99	4. 公債費	2,176	2,111
	5. 諸収入	1,760	1,779	5. 予備費	10	—
歳入合計	9,659	9,795	歳出合計	9,659	9,419	

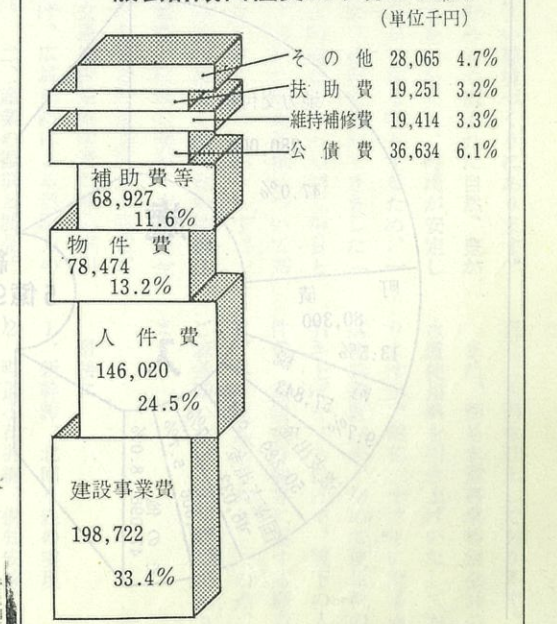
乳幼児医療費の助成条例 など24議案を可決

- 草地管理条例の一部改正
町営牧野の1日の使用料が、成畜<18ヶ月以上>80円(70円) 育成畜<10ヶ月以上18ヶ月未満>70円(60円)、仔畜<10ヶ月未満>60円(50円)に改められました。
注：()内は改正前の料金です。
- 乳幼児医療費の助成に関する条例
この条例の制定により、3歳児未満の医療費が4月から無料となります。(6ページの関連記事参照)
- 水道事業条例の一部改正
水道使用料が変更になりました。(6ページの関連記事参照)
- 国民健康保険条例の一部改正
被保険者の育児手当、月額200円が500円に改められました。
- 財政調整積立基金の費消について
昭和48年度一般会計(建設事業費)に充当のため、財政調整積立基金1千480万円を費消。
- 国民健康保険基金の費消について
昭和48年度国民健康保険事業特別会計に充当のため、国民健康保険基金300万円を費消。
- 財団法人ニセコ町振興公社のニセコ町土地開発公社への組織変更について
公有地拡大のため、財団法人ニセコ町振興公社は、ニセコ町土地開発公社に組織変更し、その定款も定められました。
- 町道路線の変更について
町道瑞穂昆布連絡線の幅員が4.0~6.5m(4.0~5.5m)、総延長1,790.0m(1,020.0m)と変更になりました。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する条例
現行の町清掃条例が廃止され、新たに廃棄物の処理及び清掃に関する条例が定められました。(6ページの関連記事参照)
- 土地取得について
公共用地先行取得のため、字里見1番地から9番地の土地、66,750.85㎡を1千874万5千円で取得購入しました。
- 町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例
町営土地改良事業の施行に際し、その受益者から事業に要する経費(補助金を除いた額)を現金、労力、または現物で賦課徴収したり、またこの事業の完了した年度の翌年度から8ヶ年以内に農地以外に転用したり畑であつたものを田に転用した場合には、総事業費に対し、その面積に応じて賦課金が徴収されることになりました。
また、この条例の施行に際し従来の土地改良事業等に関する条例は廃止となりました。
- 昭和47年度一般会計補正予算
補正額 1千537万2千円追加
総額 5億9千167万9千円
<才出のおもなもの>
▷簡易水道特別会計繰入金 167万7千円減額 ▷種豚センター優良種豚導入補助 134万5千円追加 ▷羊糞、東トラクター利用組合、共栄トラクター利用組合補助 468万6千円追加 ▷土地購入 872万2千円追加。

芙蓉荘入湯整理券売りさばき所として『前田商店』を新しく指定しました。

- ▽小学校舎営繕工事 三五七万六千円
- ▽小学校教材備品等購入 三五七万二千円
- ▽中学校教材備品等購入 二四八万四千円
- ▽小、中学校通学費負担金 二八一万八千円
- ▽高等学校営繕工事 一三四万三千円
- ▽小型自動車備品等購入 一四五万八千円
- ▽温室新設工事 四五九万五千円
- ▽公民館運営費 三〇九万七千円
- ▽テニスコート新設、ブルー上屋改修等 六一二万四千円
- ▽給食センター運営費 八二六万一千円
- * その他の事業
- ▽備完資金組合納付金(災害発生時の法定積立金) 三三三万五千円
- ▽町有林造成(三〇ヘクター) 九九七万二千円
- ▽土地開発公社出資金 四〇〇万円
- ▽羊蹄山ろく消防組合負担金 一、七〇〇万四千円
- ▽公共用地購入費 一、一八四万一千円
- ▽有線放送電話事業特別会計繰入金 三三〇万九千円
- ▽簡易水道特別会計繰入金 二九二万四千円

一般会計歳出性質別予算の内訳



乳幼児(三歳児未満)の医療費が無料に

4月15日までに登録手続を

町は、道にさきがけて乳幼児医療費の保護者負担分に対し、四月から全額助成を実施いたします。これは乳幼児が健康ですこやかに成長することを望むもので、乳幼児の病気を早期に発見し、早期に治療することが健康保持の増進措置であり、加えて児童福祉の向上をはかるものです。

*** 助成の対象**
この対象は、国民健康保険や各社会保険等に加入している被保険者又は、組合員でニセコ町に住民登録されている乳幼児の保護者であること。

*** 助成範囲**
対象乳幼児に係る医療費(付加給付のある場合はその額を控除した額)及び初診料を含む全額で、対象乳幼児が月の途中で三歳に達した場合でもその月分を助成する。

*** 資格者の登録**
昭和四十五年四月一日以降、昭和四十八年三月中に生れた乳幼児の保護者は、四月十五日までに住民課社会係にある用紙にて登録申請書を提出すること。これから生れてくる場合は、出生届と同時に住民課社会係で登録手続をすること。

*** 資格証の交付**
登録者に対しては、『医療受給資格証』を交付する。

*** 資格証の提示**
診療を受けるときは、必ず『被保険者証』と『資格証』を医療担当者(病院等)に提示すること。

*** 助成の方法**
医療費の助成は原則として償還方式によるもので、病院等の発行する領収書を添付して町長に申請すること。

*** 届出の義務**
受給資格者が住所及び加入保険等の変更があった場合は住民課社会係にすみやかに届出ること。

*** 資格の喪失**
受給資格者は、有効期間の過ぎたとき又は、死亡、転出の場合、受給資格証を住民課社会係に返還すること。以上が助成の要領ですが、よくにつきのことに注意願います。

*** 償還方式とは**
自己負担分を病院に納めて領収書をもらい、その領収書を添付して町長に請求して助成金をもらう方法です。

*** 現物給付とは**
医療担当者が受給資格者に代つて町長に請求して助成金をもらう方法です。

お問い合わせは役場住民課社会係に
局線二二二番
有線二三三五番

水道使用料が変わります

水道布設以来、使用料据置のため水道事業特別会計は水道使用料等の収入よりも維持管理等の費用の支出が多く、やむなく一般会計から繰入れをもつて収支の均衡をはかりつつ今日に至りましたが、この財政面の苦しさをいくらかでも緩和するために4月1日からの水道使用料を別表のように改めるとともに、量水器貸付料を徴収しないことにいたしました。町民みなさまの深いご理解とご協力をお願いいたします。

水道使用料金表(1ヶ月分)

地域別	種別	用途	基本料金		超過料金	
			数量	金額	数量	金額
市街地区	定額	一般用	家族人員5人まで	400円	1人増す毎に	30円
		一般用	10㎡まで	450	1㎡増す毎に	40
	計	営業用	20㎡	700	〃	40
		浴場営業用	30㎡	500	〃	20
	量	官公署、団体用	20㎡	700	〃	40
		工業用	200㎡	3,000	〃	20
	計	共同浴場用	50㎡	800	〃	20
		定額	一般用	家族人員5人まで	300	1人増す毎に
	計	学校用		600		
		営業用	20㎡まで	600	1㎡増す毎に	30
宮田地区	計	一般用	10㎡	450	〃	40
		営業用	20㎡	700	〃	40
	量	官公署、団体用	20㎡	700	〃	40

「ゴミ」収集処理の方法が変わります

「ゴミ」の処理につきましては、今まで、町の清掃条例によつて実施してまいりましたが、このたびの議会ですく「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が制定され四月一日から「ゴミ」の収集処理の方法がつきようになりますので、町民のみなさまのご協力をお願いいたします。

一般の家庭で出されるゴミの収集処理につきましては、今までと変わりありませんが、多量の一般廃棄物の排出、または、事業活動にともなう一般廃棄物等については、各自がこれを処理することになり、収集を受けようとする場合は、町長に申し出て許可を受けなければなりません。

また、事業活動にともなう一般廃棄物の一回のゴミ平均排出量四

〇キログラム以上、ゴミもしくは粗大ゴミで一時排出量八〇キログラム以上のものは、焼却、破砕、圧縮などの前処理をして、各自が運搬処理しなければならなくなりました。

なお一般家庭用のゴミは、従来どおり所定の場所に集積していただきますが、収集日以外に収集されず「悪臭」または犬などによる散乱があり、住民の迷惑になりますから、町民のみなさんのご協力をお願いいたします。

国民健康保険被保険者証の更新

町では4月18日よりつぎの日程で被保険者証の更新事務を行いますのでつぎの事項に注意し、定められた日に世帯主(世帯主不在のときは家族の者)が必ず被保険者証を持参くださるようお願いいたします。

＜注意事項＞

1. 新証は旧被保険者証と引換えに交付いたします。
2. 旧証を紛失した場合は印鑑を持参願います。
3. 新、旧証の効力
 - イ. 新証(藤色)
 - 昭和48年4月1日以降有効とする
 - ロ. 旧証(黄色)
 - 昭和48年5月1日以降無効とする
- ハ. 新証の有効期限
 - 昭和50年4月30日とする
- ニ. ②、③の旧証を交付されている世帯は期日までに必ずまに合うように願います。

被保険者証交付日程表

実施月日	午前(9:30~12:00)		午後(13:00~16:00)	
	実施会場	参集駐在区	実施会場	参集駐在区
4月18日	役場大会議室	本通1~10	役場大会議室	中央通一円、富土見、本団地、有団地、松岡
〃 19日	元町集会所	元町、新興、豊里	共栄集会所	共栄、光栄、羊栄、東
〃 20日	有島集会所	有島1、2、3、羊蹄、羊蹄1	里見集会所	別太、富丘、里見
〃 23日	宮田集会所	宮田、富川、小花井	黒川集会所	黒川、板谷
〃 24日	福井集会所	福井、相馬	みづほ集会所	みづほ、五十万
〃 25日	農協昆布支所	昆布、西富	桂集会所	桂、更新
〃 26日	藤山集会所	藤山、尾ノ上	ニセコ集会所	ニセコ
〃 27日	西山集会所	西山、北栄	滝台集会所	滝台、東山
〃 28日	福永清宅	温泉		

交通事故から守って楽しい通学



新入学(園)児童、幼児を

交通事故から守ろう

春の交通安全道民総ぐるみ運動実施

四月一入学期とともに子どもたちの交通事故がふえてきます。入学または入園してまもない子どもたちは、交通知識もとほしく毎日の通学には、交通事故の危険がいっぱいあります。

四月六日からは『春の交通安全道民総ぐるみ運動』が実施されますが、この運動は、とくに、新入学(園)児童を交通事故から守ることを重点目標として実施されます。

スクールゾーン(通学区域)

内では、通学(園)児童の保護につとめ、スピードをおとし、子どもたちの安全を守つてあげましょう。

●実施期間
昭和48年4月6日(金)から昭和48年4月15日(日)まで

●運動の重点
◇スクールゾーンの設定促進
◇その定着化
◇母親と子どもに対する交通安全教育の充実
◇運転者等に対する交通安全指導の徹底

バックミラーの効用を妨げるような物の使用禁止
「後写鏡の効用を妨げるように物を置き、または、カーテンの類を用いないこと」

●解説
後写鏡の効用を妨げるようなカーブセッサー等の使用を禁止したもので、たとえば、ウインドガラスの周辺にマスケット人形をつるしたり、置いている位置が不適当なため、サイドミラーあるいはルームミラーによる後方の確認を妨げることになったり、または、厚手のカーテンを後部窓に収付けることによつて、ルームミラーで後方を確認することが十分できないような場合がこの規定に抵触することになります。

町の目録

3月	観光審議会
3日	巡回農地相談
5日	三税共同納税相談
6日	議会総務常任委員会
6日~7日	新就職者研修会
8日	人権相談所開設
12日~23日	第二回定例町議会
18日	全町スキー大会
25日	ニセコスキー祭り(ニセコアンヌプリスキー場)
26日	農業委員会総会
26日	教育委員会
29日	婦人消防クラブ総会
29日	社会教育委員会
30日	企業誘致促進委員会
31日	女子青年学級閉校式

4月から役場の執務時間の変更

4月1日から役場の執務時間に変更になりましたのでお知らせいたします。

午前8時30分から
午後5時まで
ただし、土曜日は正午まで。

4月は異動の時期です

異動届は必ず14日以内に

住民基本台帳に登録されている世帯員名簿を各駐在区ごとにまとめて駐在員さんへお届けいたしました。

(1)名簿に登録されているが、在住していないもの。(2)現住しているが名簿にないもの。(3)世帯の異つているもの。また、世帯主の変更あるもの。(4)住所、番地の違つているものなど、その他不都合、疑問な点がありましたら役場住民課住民係にご連絡くださるとともに、異動届の手続きをしてください。

3月、4月、5月は、転勤、進学、卒業、就職などで異動のはげしい時期です。転入、転出、転居、世帯主の変更、世帯合併、その他世帯員に異動のあるときは、必ず14日以内に届出をしてください。

異動届けに必要なものは

①印鑑、②国保加入者は被保険者証、③他市町村からの転入者は、そこの市町村長発行の転出証明書、④他市町村へ転出する人は、転出前にニセコ町長から転出証明書を受けてください。

就職者研修会に出席して

ニセコ中学校卒業(本通九)

加藤和枝

私は、研修会に出席して貴重な体験をしました。町長や教育委員長のお話の中には本州へ就職してから役立つお言葉がたくさんありましたし、手紙の書き方、出し方、洋食の食べ方など、いままで知らなかったことがほんの少し理解できました。二人の青年の生き方のちがいが、農業かサラリーマンかと問われたら、私は素直に農家をえらぶでしょう。小さい時から、関心をもつていたので、研修会に出席しては、四年間修業して行くつもりです。農家が嫌いではありません。私の就職する先は、田や畑がたくさんある所で公書の心配もないようです。この研修会で得た経験をもとにして、自分の意志や、自分の将来のことを考えながら、しっかりと勉強して自分の考えを伝え、ぬき通す覚悟です。

(近江絹糸株式会社入社)

戸籍の窓口

2月21日から
3月20日まで

▶お誕生おめでとう

山田朋樹	光秀	(本通4)
竹内直樹	清	(藤山)
及川広樹	照雄	(松岡)
片野朱美	道行	(共栄)
片野真由美	道行	(共栄)
畑中江里子	由	(本通1)
匂坂舞美	昭	(本通7)
片岡有	文昭	(中央2)
青山洋志	哲也	(滝台)

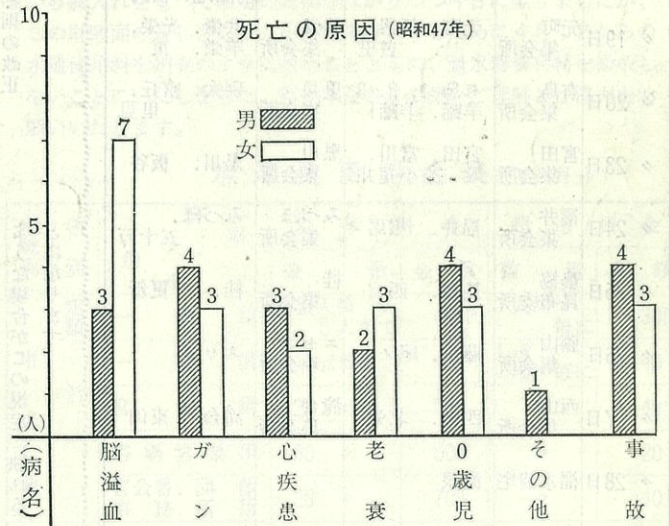
▶おくやみ申し上げます

松原四一	74歳	(里見)
及川盛次	78歳	(小花井)
篠原宇吉	86歳	(みずは)
佐藤ハツ	67歳	(共栄)
工藤たね	81歳	(共栄)
森脇キサ	79歳	(新興)
若山菊松	76歳	(東)

数字でみたわが町

その⑧

死亡の原因(昭和47年)



野犬掃とうも終り、また犬の放し飼いが目だつてきます。放し飼いをしている一般住民に迷惑をかけた場合、告発されることもありまますのでご注意ください。また、畜主は、毎年一回町村長を経て知事に畜犬の登録をしなければなりません。登録は四月中旬(午前10時より午後4時まで)に済ませてください。新規登録料は、三〇〇円。更新の場合は二〇〇円です。ただし、更新であっても、四月中に登録しない場合は、新規登録扱いとします。登録受付は役場住民課衛生係で行います。